

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）をいいます。

【このようなことは、いじめです】

- ・冷やかしゃやかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる
- ・金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、悪口を書かれたり、他の人に広められたりなど嫌なことをされる
- ・友達が映っている動画や画像を勝手にSNS上にアップロードしたり、拡散したりする。また悪口やおおるような言葉をメッセージ等で送るなど
- ・金品をたかられる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする

【校内いじめ防止対策委員会】

構成員は、校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、当該学級担任、養護教諭です。必要に応じてスクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを構成員に位置付ける場合があります。定期的に行われる生徒指導委員会と情報を密に共有し、事実確認や対策プランの策定・実行をし、いじめのない学校づくりをします。

【いじめの未然防止】

いじめはどの子にも起こりえます。児童が日常的にいじめの問題について考え、議論するなど、主体的にいじめ防止に取り組めるように支援します。互いに良好な人間関係を構築できる学級・学校風土を作ります。教職員は児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、子どもへの関わり方を学び続けます。

【いじめの早期発見】

いじめは大人の目をかいくぐって行われることが多いです。ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階から的確なかわりを持ちます。日頃から児童の見守り、信頼関係の構築に努め、いつでもだれでもどこでも児童が相談しやすい体制づくりをします。

【いじめへの対処】

いじめの発見、通報を受けた場合には、校内いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応します。被害児童に寄り添い、事実確認を丁寧に行うとともに、被害児童の安全・安心を第一に考えます。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、保護者等に相談の上、警察との連携を図ります。

【いじめの解消】

被害児童に対して、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを含みます）が止んでいる状態が3か月継続している場合はいじめが解消しているという目安になりますが、再発することもあるので、学校の教職員全員で児童を見守り、心から安心して学校生活を送ることができるよう支援していきます。

【重大事態】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条）はいじめの重大事態と認定します。

SNSなどが広がり、いじめは大人の想像を超えて、悪質、巧妙になっています。学校で起きていることだけではなく、ネット上でのいじめも年々広がっています。そして、被害にあった子どもたちが、悩みを一人で抱え、自死を選ぶ悲しい事件もあとを絶ちません。いじめは、被害児童にも加害児童にも心に大きな傷を残します。子どもの笑顔の裏にある真実にきちんと目を向けるためにも、保護者の皆様と一緒に子どもを見守り、育んでいきたいと思ひます。



江別市立江別太小学校
校長 山本あさ子

〒067-0024

江別市朝日町25番地

電話 011-382-2580

FAX 011-382-4837